

# 『京都市明細図』における地図表現の特色と その精度に関する予察 ——「紫区画」に着目して——

加藤 政洋\*  
住沢 杏子\*\*  
福島 幸宏\*\*\*

## I はじめに

### (1) 『京都市明細図』の特色

2010年に京都府立総合資料館で発見された『京都市明細図』は、社会的にも学術的にも大きな関心を集め、昭和前期京都の都市地理に関わる研究資料として、ひろく参照されるようになってきた。

同図は、「大日本総合火災保険協会」によって1927（昭和2）年に作成され、1951（昭和26）年頃までに加筆・修正が行なわれたものとされており、表紙1枚、図面286枚、全体図4枚の計291枚が現存している。現在、データベース化された表紙1枚と図面286枚が、京都府立総合資料館のインターネットサービス「京の記憶ライブラリー」に収録されているほか、文部科学省グローバルCOEプログラム「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」（立命館大学）歴史地理情報研究班が同図をGoogleマップと重ね合わせた「オーバーレイマップ」をインターネット上で公開するなど、閲覧する上での利便性は高いと言えよう。

---

\*立命館大学文学部准教授

\*\*エコール辻東京辻製菓マスターカレッジ1年生

\*\*\*京都府立総合資料館歴史資料課主任

この地図の特色は、ひとつひとつの土地区画を緑・赤・黄・青・紫などの色で塗り分けることによって、建物用途の様態（業種）を視覚的に表現していることである。緑色は住宅、赤色は店舗、オレンジ色は学校などの公共施設である。黄色は宗教関連の施設、青は工場、そして紫は花街・遊廓やそれに関係する区画であった。図幅によっては多少の色の違いも見られるほか、緑であるべき区画が黄緑であったり、青であるべき区画が水色で着色されている箇所も見られた。

道路や区画などの基礎情報は黒い線で描かれており、主要な道路には名称が記されている。比較的大きな区画内では、建物の形状が描かれている事例もあった。また、区画のなかには業種や階層数、あるいは地番などの文字情報が書き込まれている場合もある。

このように『京都市明細図』は、「住宅地図」に先行する大縮尺（1/1,200）の地図資料であり、20世紀前期京都における既成市街地全域の建物用途を把握することができるという点で<sup>1)</sup>、その資料価値はきわめて高い。

## (2) 『京都市明細図』における「紫区画」

前述のように、『京都市明細図』の各図幅では、土地区画が緑・赤・黄・青・紫などの各色で塗り分けられている。このうち本稿で注目するのは、紫に着色された区画である（以下、「紫区画」と略）。一見して明らかなのは、「紫区画」は（広義の）花街に集積しており、事実上、お茶屋（近代期の名称は「貸席」ないし「貸座敷」）の立地を示す地図情報と言えるだろう。ただし、花街の領域の外側に分布する例外的な「紫区画」もある（詳細は後述する）。

わたしたち筆者が「紫区画」に着目する理由は二つある。まず、資料批判の観点から、「紫区画」は有意な情報を提供してくれると考えているからにはほかならない。というのも、花街（遊廓）の範囲は条例などで明確に定められており、お茶屋（貸座敷）がその範囲外に立地することはまずあり得ない。

すると、「紫区画」の分布範囲は花街に重なりと想定されるので、『京都市明細図』の作製期間（1927年～1951年頃）における花街の規模（お茶屋の数）と照合すれば、地図情報の精度をある程度まで判定することができることになる。仮に任意の花街で「紫区画」数とお茶屋の軒数とに大きな齟齬があるとすれば、それは当該図幅の精度が低いことを意味する。しかも、当時の花街は8カ所あったので、複数の場所にまたがって検証できる利点もある。

もうひとつは、最初の理由づけと矛盾するようだが、実のところ『京都市明細図』のなかには、花街の範囲とは一致しない「紫区画」の存在が認められる。「紫区画」の用途を確定する上で、このズレは特筆されるべき事例であり、いったいそれが何を意味しているのか、つまり実際そこに何が立地していたのかを問う必要がある。いくぶん結論を先取りするならば、廓外の「紫区画」は、京都独特の一見さんお断りの旅館である「席貸（せきがし）」を示していると考えられるのだ。

「席貸」は、花街を補完する業態で、京都の文化史——とりわけ近代文学の生成——を考える上で、欠くべからざる存在であるものの、これまで真正面から取り上げられることはなかった<sup>2)</sup>。ましてや、「席貸」がどのように分布していたかなど問われることもなく、その存在形態はほとんど知られていない。わたしたち筆者が、「紫区画」に注目するのはまさにこの点であり、『京都市明細図』はこれまで明らかにされることのなかった「席貸」の立地をはっきりと教えてくれる、と考えられるのである。

さらにひとつ目の理由とも関連するが、「席貸」は旅館の一種ではあるものの、京都独特の文化制度（レンタルスペース業）であるため、一般の旅館との区別が難しい。おそらく、よほど花街に精通していない限り、お茶屋や旅館と区別して認識することは不可能であったと思われる。建築上の特徴もあるにはあるが、目視だけでは判断できないケースもあっただろう。このことは、逆に一般の旅館と席貸がきちんと区別されていたかを見ることで、『京都市明細図』における地図情報の精度を（図幅レベルで）推し量ることも

可能にしてくれるはずだ。

以上のような問題関心を踏まえて、本稿では、『京都市明細図』の「紫区画」に注目して、地図資料としての価値を批判的に検討してみることにした。なお、同図はNW（北西）・NE（北東）・SW（南西）・SE（南東）に区分して番号が振られており、本稿でもこの区分と番号にしたがって、各図幅を示すこととする。本誌には多数のカラー図版を採録することはできないので、上記の区分番号にしたがって、「京の記憶ライブラリー」(<http://kyoto-shiryokan.jp/kyoto-memory/index.php>)を適宜参照されたい。

## Ⅱ 「紫区画」の分布

まず、「紫区画」の分布を見ると、全286枚中23枚で確認することができる（第1図）。図幅ごとの区画数をまとめたのが第1表である<sup>3)</sup>。

『京都市明細図』期の花街は、《上七軒》、《五番町》、《島原》、《先斗町》、《祇園新地甲部》、《祇園東》（旧祇園新地乙部）、《宮川町》、そして《七条新地》の計8カ所である。当時はまだ「売春防止法」（1958年）が施行されておらず、芸妓・娼妓を並置する花街も存在していた。市街地の北西部に位置する《上七軒》はNW76・79、《五番町》はNW49・52である。ちなみに、NW49は2枚あり、ひとつは着色されていない。市街地南西部の外れに位置する《島原》は、SW22・23・34・35にまたがっている。

市街地の東側に目を転じて、《先斗町》はNE3・4の範囲である。鴨川を挟んで対岸の《祇園新地甲部》は、四条通によってSEとNEとに分割されている。すなわち、南側はSE26・27、同じく北側はNE46である。NE46には《祇園東》の西部も含まれ、その東部はNE47の図幅にあたる。本稿における『京都市明細図』の批判的検討は、基本的に各図幅をベースにして進めてゆくので、ここでは便宜的に祇園新地を北側（NE46・47）と南側（SE26・27）とに分けて取り扱うことにしたい。

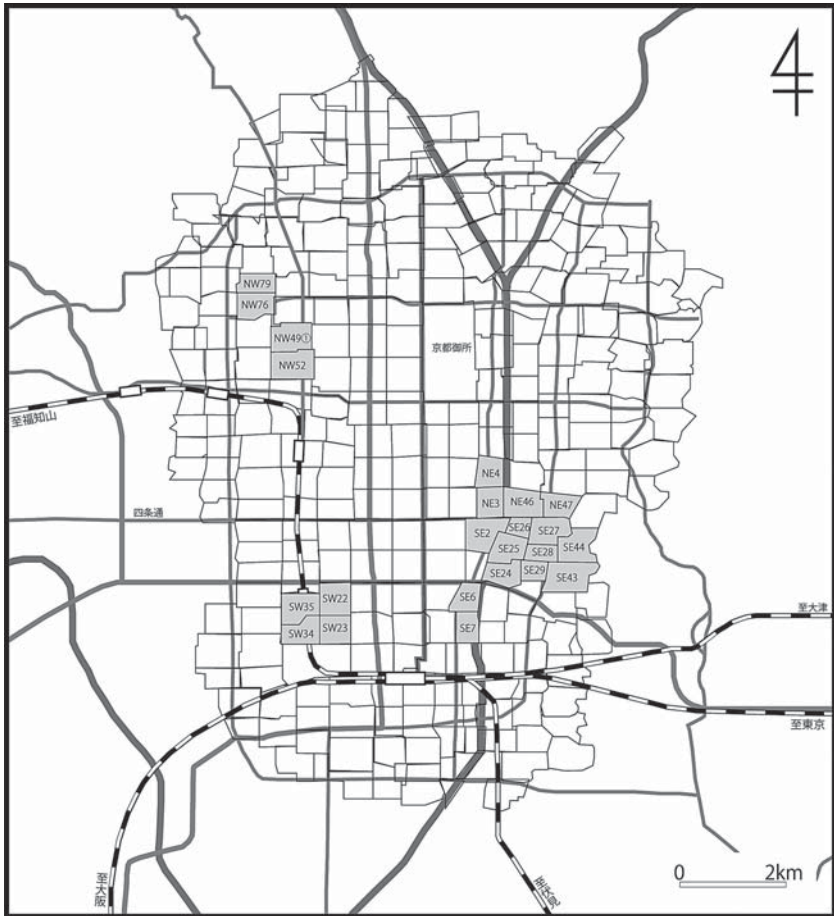


図1 「紫区画」を含む図幅の分布

鴨川左岸に沿って南北に延びる《宮川町》はSE24・25・26、そして鴨川の右岸、五条大橋のもとに位置する《七条新地》はSE6・7であった。なお、宮川筋1丁目は本来《祇園新地甲部》の範囲であるが、図幅の関係上、ここでは《宮川町》に含めて検討する。

一方、23枚の図幅のなかで、花街の範囲外にある「紫区画」を含む図が7

表1 『京都市明細図』における「紫区画」の分布

図幅	地区	お茶屋	遊廓	貸席	席貸	待合	々	記載なし	その他	計1 (図幅)	計2 (場所)	
NW	49	五番町		77			26	3	1	107	114	
	52							7		7		
	76	上七軒						37	1	38	71	
	79		7	26						33		
SW	22	高原			6			5		11	125	
	23		9						9			
	34							35		35		
	35							70		70		
NE	3	先斗町		4	48		125		4	181	203	
	4				21				1	22		
	46	上木屋町			1					1	1	
	47		祇園町北側		84		250	3	2	339	393	
SE	2	西石垣				1	1			2	35	
		下木屋町				10	19	4		33		
	6	七条新地		1				162	3	166	194	
	7		17					11		28		
	24	宮川町						143		143	305	
	25							146	2	148		
	26			3			10	1		14		
	27	祇園町南側			1		16	99			116	234
			110		2			4	2	118		
	27	下河原			12				1		13	19
					6						6	
	28	安井神社			2	46			2		50	50
	29	八坂通				1			6		7	7
	43	その他				5			1		6	6
44	下河原			16						16	16	
	その他			4						4	4	
23枚	計	143	81	142	143	65				1,777	1,777	

\*下河原の合計は35件である。

枚ある。それは、NE4 と SE2・27・28・29・43・44 である。詳細は後述するが、それら「紫区画」の分布はおおむね、鴨川右岸の高瀬川に沿った《上木屋町》・《西石垣》・《下木屋町》と通称される各街区と、祇園町南側に近接する安井神社界隈、さらには八坂神社周辺の《下河原》や《真葛ヶ原》付近に集積していた。

### Ⅲ 『京都市明細図』における花街の表象

本章では、各花街・遊廓における「紫区画」の表記とその特徴について分析していくが、本論に入る前に、関連する用語の整理をしておきたい。まず、京都花街を構成する主業種である「お茶屋」は、花街用語としては一般的に「貸席」と表記し、「おちゃや」と読ませていた。風俗営業の取締上は「貸座敷」として位置づけられる。「遊廓」は「貸座敷」の営業が許可された場所を指す言葉であり、建築一軒一軒にあてられる語句ではない。

当然のことながら、「貸席（お茶屋）」と「席貸」は区別されるものの、表記の上で混同されることもしばしばある。また、京都には東京の「お茶屋」に相当するところの「待合（茶屋）」は、制度上、存在していない。

『京都市明細図』の「紫区画」における大きな特徴は、特定の文字が記入されていることである。具体的には、「お茶屋・オ茶屋・オ茶・オ」、「遊廓・廓（郭）」、「貸席・貸・カシ席」、「席貸・席」、「待合・待」というヴァリエーションが見られた（ただし、事務所関係は除く）。詳細はこの後で検討するが、「紫区画」の業態を示す文字はバラバラで、おそらくは統一された基準もないまま、調査者の主観に応じて記入されていた可能性が高いと考えられる。

以下、花街ごとに図幅を取り上げて観察する。

## (1) NW76・79 《上七軒》

北野天満宮の東門前に発展した花街である《上七軒》の範囲は、NW79 と NW76 である。NW79 では、北野天満宮の東門から延びる真盛辻子しんせいのづしを挟んで、なぜか北側は「カシ席」、南側は「お茶屋」という表記の違いが見られた。この相違が何を意味するかは不明であるものの、当時は慣習的に「貸席」と書いて「おちゃや」と読ませていたことを踏まえても、業態に差異があるとは考えにくく、調査・製図の経緯——たとえば、調査者間の認識の相違など——に起因すると思えない。

興味が持たれるのは、「カシ席」と「お茶屋」の双方に「住商」という文字が併記されていることだ(《上七軒》以外の花街では見られない)。お茶屋は経営者の住居を兼ねていることが一般的であるため、住宅兼店舗としての実態を表わしていると言えよう。

この南側 NW76 では、「お茶屋」という表記はなく、繰り返しの記号(々)が振られている。いずれも「お茶屋」と見なしてよいだろう。他に関連する機関として、地区内の「組合事ム所」と「北野倶楽部」(歌舞練場)が書き込まれていた。

問題は、「紫区画」の数である。真盛辻子に面して北側に 26 区画、南側に 17 区画、さらに西方尼寺の南側にも集積が見られ、地区内の区画を総計すると、71 軒もお茶屋が立地していたことになる。ところが、1926(大正 15)年のお茶屋数は 37 軒(『技藝倶楽部』第 4 巻第 7 号)、1952(昭和 27)年発行の『北野おどり』でも 34 軒と、戦前・戦後を通じて、《上七軒》の規模は 30 軒そこそこであった。つまり、『京都市明細図』における「紫区画」70 件分は異常なまでに多いと言わざるを得ない。

戦後の《上七軒》におけるお茶屋の立地を復原して別途検証したところ、メインストリートである真盛辻子を中心に、かなり出鱈目に着色されていることがわかった。京都のお茶屋は、建築の外見だけから業態を判断することが難しいため、おそらく調査者の目視による確認過程で仕舞屋とお茶屋を混



同じ、このように現実離れした結果になったのではないだろうか。

## (2) NW49・52《五番町》

《上七軒》とは地続きでありながら、娼妓を本位とする遊廓色の濃い花街である。しかしながら、1926（大正15）年以降、四番町と五番町とで前者が娼妓本位、そして後者が芸妓本位に分かれて営業しており、機能的には緩やかに空間分化していた。NW49ではほとんどの紫区画に「遊郭」という表記が見られるものの、「遊廓」も1件あった。「遊郭」は、戦後になって用いられるようになった表記である。また、《上七軒》と同様に「ㄗ」の記号も見られた。NW52の図幅には、業種表記のない「紫区画」が7件確認される。NW52には薄い文字が下書きのように書かれており、そのなかで「△」の記号も見られるが、それが何を意味したかは不明である。

千本通あるいは中立売通のような大通りに面しているのは赤区画の商店であり、「紫区画」は千本中立売の南西に大通りを避けるようにして集積している。六軒町通を中心として、計114区画あるが、1926（大正15）年で154軒（『技藝倶楽部』第4巻第7号）、また『全国女性街・ガイド』によると、1955（昭和30）年には93軒の貸座敷が存在したとされている。やや幅があるので数の妥当性を問うことはできないが、おおむね正確に着色されていると言えるだろうか。つまり、調査者は芸妓を本位とする狭義の花街とは異なる廓の特徴を把握していたものとも考えられる。

《五番町》の貸座敷は、いわゆる「廓建築」の特徴が顕著であり、《上七軒》とは違って、目視による類型化が容易であったのかもしれない。

## (3) SW22・23・34・35《島原》

《島原》は、西は山陰線と中央卸売市場、北は「貯炭場」、東は島原大門の通り、南は正面通に囲まれた区域である。北東部にあたるSW22では「貸席」・「ㄗ」、南東部のSW23では「茶」・「オ茶」と表記されているものの、北

西部・南西部の SW34・35 の「紫区画」には業種の記載がない。このことは、図幅ごとに調査者が異なることを意味するか、あるいは記載すべき情報に関する統一の基準が欠如していたことを示している。

「紫区画」のあいだには「助産婦」、「産婦人科」、「浴場」、「遊ギ場」などのサービス業が点在し、「島原遊廓事務所」は赤で塗られていた。「角屋」や「松本楼」の屋号も見られる。地区内の「紫区画」は計 125 件である。明治後期から大正期を通じて、貸座敷は 100 軒前後で推移していることを考えると（加藤政洋『京の花街ものがたり』）、いくぶん多めにカウントされているように思われるが、おおむね当時の状況を反映するものと考えてよいだろう。

#### (4) NE3・4《先斗町》

鴨川の右岸に面し、新河原町通の両側に「紫区画」が密集している。連担する「紫区画」に介在して、赤色の「料理屋」や「旅館」も見られる。NE4 の「紫区画」には「席貸」、その南の NE3 には「席貸」「席」「ッ」「貸席」とあるなど、表記はまちまちであった。《先斗町》は歴然たる花街である以上、「紫区画」は「お茶屋」ないし「貸席」と表記されるべきであり、「席貸」という区分は明らかな誤りである。なかには、「飲食」のような店舗も紫に着色されている事例さえあった。

NE3 には区画の上から大きな×と強制疎開の跡を示す「疎開空地」という表記があるが、強制疎開前の「紫区画」でカウントしたところ、計 203 件を確認することができる。1941（昭和 16）年発行の鴨川踊事務所『鴨川をどり』によると、当時の貸座敷は 149 で、明治期の最盛期でも 200 軒には達していない。狭隘な街区ゆえ、戦後になって急増したとも考えにくく、お茶屋以外の用途を誤って紫で着色した可能性が高い。

試みに、新河原町通の東西に分けて茶屋数を検討してみよう。東側の 1941 年の茶屋数が 64 軒であるのに対して、「紫区画」は 67 件と近似している。す

と考えられるのは、西側のお茶屋が50軒以上も増えたか、あるいは誤認されて紫で着色されたということである。可能性としては、立誠小学校北東部の「疎開空地」になっている範囲だけで約50の「紫区画」があるので、この部分の取り扱いに原因しているのかもしれない。この点に関してもやや疑問なのは、通常、お茶屋は表通りには立地しないはずで、ましてや小学校が近傍にあるところだけに、「空地」になったとはいえ、この一帯にお茶屋があったとは考えにくい。

#### (5) SE6・7《七条新地》

鴨川の右岸、五条大橋の袂に位置する《七条新地》には、高瀬川を挟んだ両側に「紫区画」が密集している。SE6は一番北に位置する区画のみに「廊」という表記があり、その他は業種の表記が見られない——「廊」と書き入れたかったのだろう。SE6の南にあたるSE7では、「オ」というシンプルな表記となるが、これは「お茶屋」を示すものと考えられる。ほかに「貸座敷」と記入された赤区画が2件あるものの、本来これらは紫で着色されるべき区画であろうか。

地区内には2軒の「置ヤ」「事ム所」（現在の五條楽園歌舞練場）があるほか、料理屋や旅館、銭湯、遊戯場、性病科医などが「紫区画」の間に点在している。「紫区画」の総計は194であった。『全国女性街・ガイド』によると、1955（昭和30）年は168軒で、明治・大正期を通じて1908（明治41）年の253軒を頂点にやや規模を縮小する傾向にあった《七条新地》の趨勢を考えるならば、この値は妥当なところであろうか。隣接する住宅（緑区画）ともきちんと描き分けられているので、この図幅の精度はかなり高いと考えられる。

#### (6) NE46・47 祇園町北側

前述のように、NE46には《祇園新地甲部》の北半分、そして《祇園東》の

西側約3分の2の範囲が含まれている。この図幅の「紫区画」は、「貸席」「貸」「ク」という三種が記入されていた。つまり、《祇園新地甲部》と《祇園東》との間に、表現上の差異はない。

ところが、である。同じ《祇園東》の範囲でありながら、NE47では「待合」「待」「ク」と表現されている。ここでもまた、図幅ごとに調査者や製作者を異にする可能性が高いことがわかる。また、京都では制度上「待合」は存在しておらず、「お座敷あそび」の場を「待合」と前提するのは主として東京であることを考えると、この図幅の調査者は東京の花街制度を当然視する者だった可能性すらある。

少し別の観点から、これら二枚の図幅について検討を加えておこう。後に祇園東（新地）へと改称する祇園新地乙部の範囲は、四条通よりも北、そして花見小路よりも東に位置する北東のブロックである。1928（昭和3）年のお茶屋（貸座敷）は225軒であり（『技藝倶楽部』第6巻第2号）、『第3回祇園おどり』によると、1954（昭和29）年は166軒であった。NE46で「貸」「ク」と表記される「紫区画」は152、NE47で「待合」「待」「ク」と表記されたのは54区画で、あわせて206件となる。強制疎開の区画を含めて、戦後に修正・加筆・着色がなされたことを考えると、この値はやや大きすぎるように思われる。転業ないし廃業していたお茶屋建築もカウントされてしまった可能性が高いようだ。

#### (7) SE26・27 祇園町南側

《祇園新地甲部》の四条通よりも南側は、花見小路を挟んで西側がSE26に、東側がSE27になっている。SE26の花見小路西側一帯には、いくつかの区画をまたいで「廊」という表記が見られ、各区画には「ク」の記号が記入されていた。おそらく「廊」という字を書き入れようとして、誤記を繰り返したのだろう——《七条新地》と同じ調査者／製作者だったのだろうか。一方SE26の東にあたるSE27では、区画ごとに「お茶屋」「お茶ヤ」「オ茶屋」

「お茶」と、表記に揺れが見られる。やはり、業種を類型化する統一の基準はなかったようで、図幅ごとの調査者／製作者の判断に任されていた可能性が高い。それにしても、隣の図幅を覗いて参考にするなど一切なかったのではあろうか。

祇園町南側における「紫区画」を総計したところ 234 件にのぼった (SE26 では区画の全面に着色がなされていたため、建物階層数の表記をもってカウントした)。また、SE27 に 2 区画の「席貸」が確認され、お茶屋と書き分けられているとことをみると、おそらく「席貸」が立地していたものと思われる。

興味が持たれるのは、現在の歌舞練場が位置する SE27 の土地区画である。区画内の「祇園甲部組合」と「歌舞練場 京都女子八坂技藝学校」は紫色で囲まれているのに対して、歌舞練場（「キャバレー」や「料理」という書き込みもある）は赤色で囲まれている。どうやら、歌舞練場や組合事務所を紫／赤のどちらで着色するのかという基準もなかったようだ。いま一度整理するならば、《上七軒》の「北野倶楽部」（歌舞練場）は赤、「組合事務所」は紫、《五番町》の「遊廓事務所」は紫、《島原》の「島原遊廓事務所」は赤、《先斗町》の「歌舞練場」は赤、《七条新地》の「事務所」は紫、《祇園東》の祇園会館は赤、そして《宮川町》の「廊〔廓〕組合事務所・歌舞練場」はともに紫である。ちなみに、《先斗町》と《七条新地》は歌舞練場も事務所も同じ建物内に入っている。

#### (8) SE24・25・26 《宮川町》

《宮川町》は、鴨川の左岸に位置し、南北に長い独特の街形をした花街である。SE26 には「(廊)」の文字が見られるものの——ここもまた「(廓)」の誤りか——、SE25・24 には業種の記載がなく、紫に着色されているに過ぎない。SE24 には着色されていない区画が東西に並んでおり、これらは戦時中に行なわれた強制疎開によって区画が消滅したことを意味している。SE25

にも同様の痕跡があり、「疎開」という文字を確認できる。宮川筋1～7丁目のうち、特に4・5丁目では「紫区画」が密集しており、「新道尋常小学校」の手前まで進出している。

《宮川町》の「紫区画」は、計305件であった。大正前期には330軒を超える大花街へと成長し、また『全国女性街・ガイド』における1955（昭和30）年の270という軒数を踏まえるならば、ほぼ中間に位置する値である。あまりに幅があるので、数の妥当性を問うことはできないが、おおむね正確な表記と言えるだろうか。ちなみに、SE26の大和大路通沿いに「席貸」と表記された区画が1件ある。

#### Ⅳ 花街以外の「紫区画」

前章では、花街（廓）を中心に「紫区画」の分布と地図表現の特徴を検討した。本章では、花街以外の範囲に分布する「紫区画」を取り上げてみよう。ここで再び表1を参照すると、該当する図幅はNE4、SE2・27・28・29・43・44の7枚ということになる。例外的な立地が見られるものの、「紫区画」の集積地は加藤政洋『京の花街ものがたり』で指摘された《上木屋町》、《下木屋町》、安井神社周辺、そして《下河原》の席貸街と重なる。しかも、はっきり「席貸」と記されている区画も多いことから、花街以外の「紫区画」は「席貸」を示すものと考えて間違いあるまい。

レンタル・スペース業としての「席貸」に関しては、『京の花街ものがたり』で系譜学的な検討が詳細になされているので、ここでは一般の旅館と「席貸」の違いに関する簡にして要を得た定義を臼井喜乃介『京都味覚散歩』から引いておくことにしよう。

法律的には両方とも旅館としての認可があるのだが、席貸の方が多少風俗営業的な甘さがみとめられて居り、芸者や新妍芸者（やとな）が入っ

て酒宴を催してもいいということになっている。その代り、京都で貸席という、下河原、安井、木屋町のこの三つの区域に限られていた。いくなれば席貸旅館とは、東京のものと待合のようなものと思えば近いだろう。(265頁)

席貸は許認可上、旅館であるものの、雇<sup>や</sup>仲<sup>と</sup>居<sup>な</sup>を呼べるような京都の特殊な旅館であった<sup>4)</sup>。また、かつて松川二郎は『全国花街めぐり』のなかで「木屋町・下河原」を紹介しつつ、「是等の家々は表に旅館と書いてあつても、旅館にあらず、料亭にもあらず將た貸席でもないところの『席貸』といふ獨得のお茶屋である」(504-505頁)と説明していた。看板に「旅館」と掲げても、その内実は「席貸」であったならば、目視だけに頼る調査では、「旅館」と見誤る可能性が高かったことも予想される。

以下、席貸街別に地図上の表現を検討してゆく。

#### (1) NE4・9《上木屋町》

《先斗町》の真北に位置し、高瀬川と木屋町通に面した東生洲町・上樵木町・上大阪町・中島町を通称して《上木屋町》と呼ぶ。おそらくは、京都にあって最も早く成立・集積した席貸街であり、古くは高浜虚子、夏目漱石、長田幹彦らが定宿にし、戦後は川端康成が『古都』を執筆したことでも知られる場所だ。

ところが、NE9の《上木屋町》の領域には全体的に住宅を示す緑区画が目立ち、そのあいだに赤区画の旅館が点在しているだけで、「紫区画」はひとつも確認できない。また、この南にあたるNE4には（南側には《先斗町》が含まれる）、「旅館」や「料理旅館」がひしめき合い、その間には住宅も何件も見られるが、三条小橋上ル3本目の路地に「席貸」と記された「紫区画」がある。修正前の複数の区画が合併してひとつの区画となったようだ。

1件しかないというのはいかにも不思議で、席貸街としての《上木屋町》

が変容したのか、それとも精度に問題があるのだろうか。ここで、1954（昭和29）年に作成された「火災保険図」を参照してみると、御池通から三条通の間に「旅館」を11件確認できる。これと1940（昭和15）年版の『商工人名録』に収録された「席貸兼旅館」を照合すると、4件の屋号が一致した。すなわち、『京都市明細図』と「火災保険図」ともに「席貸」を「旅館」と誤認していた可能性が高い。京都固有の制度である「席貸」なる存在は、理解されていなかったようだ。

## (2) SE2《西石垣》・《下木屋町》

四条通を挟んで《先斗町》の南側に位置し、まっすぐ延びる木屋町通と、先斗町から延びる鴨川のカーブに沿った道が合流して逆三角形の街区が形成されている。この一帯を《西石垣》と通称する。《西石垣》は、もともと《先斗町》花街の領域であったものの、四条通によって分断されていたためか、江戸時代から料理屋街として発展していた。現在でも、「東華菜館」や「ちもと」といった、名だたる料理屋が軒を連ねている。そのなかで、鴨川に沿った街区の中心部に二つの「紫区画」があり、北側は「待」、南側は「ク」と記されていた。

同じく团栗橋以南の街区にも、「紫区画」が集積している。対岸は《宮川町》の花街である。《上木屋町》と同様、天王町・和泉屋町・美濃屋町をまとめた通称が《下木屋町》である。ここに「紫区画」35件を確認することができ、北半分は比較的集積度が高い。《西石垣》と同じく「待」「ク」と記されているが、前述したように、京都には制度の上で待合は存在しえないので、ここもまた「席貸」と見なしてよい。なお、《下木屋町》は「雇仲居」を派遣する事務所（「雇仲居倶楽部」）の一大集積地であり、「紫区画」には「席貸」と「雇仲居倶楽部」の双方が含まれている可能性もあるが、両者の区別は判然としない。



### (3) SE28 (安井神社界隈)

安井金毘羅宮（通称「安井神社」）は、祇園町に近接して、縁切り・縁結びの祈願所として知られる神社である。この神社を圍繞するかのよう、「紫区画」が集積している。「席貸」、「席」、「貸席」と表記に揺れが見られるものの、赤で着色された「旅館」とは明確に区別されていることから、この図幅の調査者／製作者は、「旅館」と「席貸」をかなり厳密に区分していたものと考えられる。業種別にカウントすると、席貸50・旅館5・料理屋9の区画が集積している。

現存する料理旅館「き乃ゑ」も、「紫区画+席貸」として表記されているのだが、席貸が料理屋を兼ねることはなく、ここは例外的な区画と言えるかもしれない。なお、現在は「紫区画」のいくつかが合併して、京都ではめずらしい旧市街地型のラブホテル街になっていることも興味ぶかい。「席貸」はラブホテルの祖型でもあったのだった。

### (4) SE27・28・44 《下河原》・《真葛ヶ原》

八坂神社の鳥居前をまっすぐ南に延びる街路が下河原通で、この付近の一带が《下河原》と呼ばれている。《下河原》はもともと花街であったものの、明治前期に《祇園新地甲部》に吸収されてその機能を失った一方、明治後期には《上木屋町》と並び称される上等な席貸街へと発展した。

SE27では「席貸」、SE28では「席」、SE44では「貸席」という表記が見られる。ここもまた、図幅間の統一性はない。《下河原》一帯の席貸を総計すると35軒となるが、下河原通に沿った街区ならびに「石堀小路」に集積していることがわかる。建物の外観は類似しているにもかかわらず、ここでも一般の旅館（赤区画）や住宅（緑区画）と識別されており、調査／制図の精度はかなり高いと考えられる。

### (5) 分散的な「紫区画」

上記(1)～(4)の範囲から外れている「席貸」の分布も確認された。まず、安井神社の南側にあたるSE29に7件の「席貸」が認められる。そのうち5軒が八坂通に面し、他の2件も含め、いずれも松原通よりも北側に立地していた。SE44の《真葛ヶ原》にも、連担する区画のひとつが「紫区画」の「貸席」となっている。

また、SE44・43の高台寺の南から清水寺へと向かう二年坂周辺にも、「紫区画」が6件ある。このうち3つは「貸席」と表記されているが、お茶屋ではあり得ないので、これらも席貸と見なしてよいだろう。さらに、八坂の塔の南側や東大路通の東側に4つの「紫区画」がある。いずれも、表通には面しておらず、小路の奥や間に位置している。

さらに、《宮川町》と《祇園新地甲部》の付近に位置していた3区画の「席貸」も、立地上、花街には属しておらず、しかも同じ図幅で「お茶屋」ないし「廓」と区別されていることから、きちんと「席貸」と認識されて記入されている例とわかる。

## V おわりに

以上、本稿では、『京都市明細図』における「紫区画」をめぐって、表記の特徴ならびにその分布・規模に関わる地理的特性について検討してきた。「紫区画」はひろい意味での花街とその関連施設、ならびに京都固有の（一見さんお断りの）旅館である「席貸」を示していることが明らかとなったわけであるが、本稿で得られた知見をあらためて整理するならば、以下の3点にまとめることができるだろう。

- 1) 各図幅の「紫区画」に注目すると、同一の（あるいは少なくとも類似する）業態でありながら、「お茶屋」、「貸席」、「遊廓」、「廓」、「席貸」な

どのように、表記にまったく統一性のないことが明らかとなった。このことは、表記に関する統一の基準をなんら持たないまま、調査者／製作者の主観に応じて記入されていた可能性が高いことを意味している。

- 2) 「紫区画」の検討を通じて、図幅間の精度に大きな差異のあることが判明した。このことから、『京都市明細図』を地図資料として用いる際には、場所の特性を踏まえつつ、きちんとした史料批判の手続きを踏んで、慎重に取り扱うことが求められる。単純に色別集計したのでは、大きな誤りを犯す危険がある。
- 3) 花街の範囲外にある「紫区画」の分布から、これまで知られることのなかった「席貸」の立地が判明した。とりわけ、清水寺や八坂の塔の参道付近に位置する「席貸」の多くは、いまだ建築物それ自体も現存しており、たとえば文学作品の分析を援用することで、京都の新しい文学地図を描くことも可能になると思われる。ただし、かつて「席貸」として利用されていたはずの区画が緑や赤で着色されている例もあり、この点も慎重に検討する必要があることは言うまでもない。

以上の3点から、「紫区画」は『京都市明細図』を資料批判へと開く窓の役割を果たすと同時に、前景化することのなかった「席貸」の立地と集積を明らかにするという意義があると結論することができる。

さて、最後にひとつ、『京都市明細図』と文学とが交差する情景を紹介して本稿を閉じることにしたい。昭和初年の京都風景を、市内に在住する大学教授、画家、芸妓など、多彩な面々が綴った随筆集『京都新百景』（昭和5年）に「真葛ヶ原から——昔知つといやす人にあんまりな変り方」と題した一節が含まれている。著者の欄には「京饌寮 田畑あい」とある。おそらく「京饌寮」も、そして「田畑あい」という人物も、現在ではほとんど知られていないのではないだろうか。

けれども、昭和戦前期の京都にあって「京饌寮の田畑あい」と言えば、そ

れなりの有名性があり、こと文人たちの間では比較的よく知られる存在であった。なぜなら、女将である田畑あい、高浜虚子の小説『風流懺法』『続風流懺法』『風流懺法後日譚』に登場するヒロイン（祇園の舞妓 三千歳）のモデルとなった女性であり、昭和2（1927）年に虚子との劇的な（？）再会をきっかけに、その夫（田畑比古）ともども句作を通じて虚子との交流を再開させていたからである。

その田畑あい「真葛ヶ原から」で描いた真葛ヶ原の風景を、少し長くなるが以下に引用しておきたい。

長楽寺の家を下りてこゝへ来ましてからもうざつと八年、早いもんどすな。そのころ真葛ヶ原はそれは淋しいもんどしたえ。御近所というても監水先生（芭蕉堂）と小文さん（西行庵）倶楽部にお向ひのおぼはん（菊溪亭）とこ位どした。石屋はんの音に夜があげ、双林寺さんのおつとめに店をしめるのどした。

それでも秋になると萩の間に床几が出たり、篝が焚かれたりして、ほんまに風流なもんどしたえ。高台寺さんの藪が屏風のやうに、家のうしろをとりまいて、その裾を菊溪川がちよろへ流れてたんどす。それが五年前に火事でお座敷だけ焼け新だちになる時分、山の稚児ヶ池にゆく道ができ、裏の藪が切りひらかれて十何軒かの席貸が建つたんどす。

真葛ヶ原には珍しかった自動車が、ぎょうさん来ますし、祇園閣、音楽堂と、けつたいなもんが建つて、あんまり〔の〕変り方に、昔知つといやす人はびつくりおしやすえ。

「京饜寮」は現在、料理旅館の「菊乃井」になっている。『京都市明細図』で確認すると、その位置は旅館（赤区画）であった。そして、その西方には区画が連なり、緑区画の住宅6件に交じって、1件の「紫区画」が存在する。これこそまさに、裏の藪が切り開かれて建設されたという「席貸」の名残で

あろう。現地で建物を確認したところ、明らかな席貸建築の特徴（飾り窓）も見られた。

文学・地図・景観が交差した情景のひとつである。

[付記] 本研究は、2012年度福武学術文化振興財団歴史・地理学研究助成「昭和初期京都の地域構造が盛り込まれた『京都市明細図』の歴史地理学的意義」（代表：藤田裕嗣）ならびに2013年度立命館大学アート・リサーチセンター萌芽的研究支援プログラム「戦後都市の文化景観学～加藤藤吉フォトアルバムを素材にして～」プロジェクト（代表：加藤政洋）における研究成果の一部である。なお、「紫区画」に関するデータはすべて住沢杏子「昭和前期京都における花街・遊廓・席貸街—『京都市明細図』の紫区画に着目して—」（2012年度立命館大学文学部卒業論文）に基づいている。

## 注

- 1) ただし、京都御苑や二条城の図幅は作成されていないほか、京都駅前などの一部が欠落している。なお、『京都市明細図』の特徴に関しては、福島幸宏ほか「『京都市明細図』を読む—いくつかの素材の提示として—」で詳細な検討がくわえられているので、そちらも参照されたい。
- 2) この点に関しては、加藤政洋『京の花街ものがたり』（角川選書、2009年）である程度まとまった考察がなされている。
- 3) 戦後の修正によって規模が変化している区画があり、修正前と修正後の線が明確ではなく、それらの区画をカウントするには困難であった。そこで、修正後の区画には建物の階層数と考えられる数字が記されていることから、階層数の文字をカウントすることによって区画数を把握した。なお、同図上の通常青とされる工場が紫に塗られているなどの色の付け間違いと見られる区画は、除外している。
- 4) 加藤政洋『敗戦と赤線 国策売春の時代』によると、「新妍芸者」は戦後の京都における雇仲居の異称とされている（163-164頁）。

## 引用・参考文献

- 赤石直美・瀬戸寿一（2013）『『京都市明細図』GISデータベースと占領期地図のデジタル化』アリーナ15（別冊）、20-25頁。
- 白井喜乃介（1962）『京都味覚散歩』白川書院。
- 加藤政洋（2009）『敗戦と赤線 国策売春の時代』光文社。
- （2009）『京の花街ものがたり』角川選書。
- 近代宣伝株式会社編（1952）『北野をどり』上七軒歌舞会。
- 鴨川踊事務所（1941）『鴨川をどり』鴨川踊事務所。

- 福島幸宏・赤石直美・瀬戸寿一・矢野桂司（2012）「『京都市明細図』を読む－いくつかの素材の提示として－」（『メディアに描かれた京都の様態に関する学際的研究 平成23年度京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）研究成果報告書』）、53-61頁．
- 松川二郎（1929）『全国花街めぐり』誠文堂．
- 三森 弘・花里俊廣（2012）「建築基準法制定時における京都・都心部の空間構造：京都市明細図にみる居住空間の再現とその変容」日本建築学会計画系論文集 77（681）：2585-2593頁．